

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された日を記念して、全国人権擁護委員連合会では毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員は、地域の皆さんからの人権相談を受け、悩みを解決するお手伝いをしたり、地域住民の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

これを機会に、女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害などさまざまな差別などでお困りの方は、下記窓口へご相談ください。

【各種人権相談窓口】

- ①みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- ②こどもの人権110番 ☎0120-007-110
- ③女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ④インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

※①～③開設日

月曜から金曜までの平日相談時間

8:30～17:15

④受付時間：24時間

問 水戸地方法務局人権擁護課 ☎029-227-9919

住民基本台帳の閲覧状況をホームページで公表しています

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を、市のホームページで公表しています。ご覧になる方は市のホームページ(下記二次元コード)からご確認ください。



問 本庁 市民課 市民G ☎52-1111 内線106

マイナンバーカードの申請・受取

マイナンバーカードの受取は市民課窓口の混雑を緩和するため予約制としています。交付通知書がお手元に届きましたら予約をしてからご来庁ください。

なおマイナポイントの申込期限が令和5年9月30日となっており、期限が近づくと混雑が予想されます。1日の受取人数には限りがありますので交付通知書が届きましたら、お早めの予約をお願いします。

またマイナンバーカードの申請サポートも引き続き行っています。こちらも予約制となっていますので、希望される方はお問い合わせください。

<受取予約>



<申請予約>



問 本庁 市民課 ☎52-1111
内線101/103/104/105/106

危険なブロック塀等の撤去費用を補助します

市では、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

- 補助の対象となるブロック塀等(危険ブロック塀等)
倒壊の危険があり、倒壊によって通学路および緊急輸送道路を通行する者に危険を及ぼす恐れがある組積造、または補強コンクリートブロック造の塀。
- 補助金の交付の対象となる事業
危険ブロック塀等の一部または全部を撤去する工事で、市内に本店、支店または営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工する事業が対象となります。
・要件については、市ホームページをご確認ください。
- 補助の対象者
危険ブロック塀等の所有者または共有者
- 補助金の交付額 100,000円(上限額)
- 事前相談 補助金の交付申請の前に必ず事前相談を行ってください。
- 申込期間 令和5年6月1日(木)から令和5年9月29日(金)まで

問 本庁 都市計画課 住宅・営繕G
☎52-1111 内線256